

秋田市インターンシップ実施要綱

平成 22 年 8 月 4 日
市長決裁

(要綱の目的)

第 1 条 この要綱は、秋田市（以下「市」という。）が実施する学生の職場体験研修（以下「インターンシップ」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(インターンシップの目的)

第 2 条 インターンシップは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学、短期大学、高等学校等（以下「大学等」という。）の学生および生徒（以下「学生等」という。）に対し、市における就業体験の機会を設けることにより、学生等の就業意識の向上および市政に対する理解の促進を図ることを目的とする。

(受入手続等)

第 3 条 学生等のインターンシップへの受入れを希望する大学等の代表者は、市長に対してインターンシップ実習生受入申込書（様式第 1 号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申込書の提出があったときは、受入れの可否を決定し、大学等に通知するものとする。

(実習生の身分、報酬等)

第 4 条 市は、インターンシップへの受入れを決定した学生等（以下「実習生」という。）に対して、職員としての身分を付与しないものとする。

2 市は、実習生に対して、報酬、賃金、手当、旅費その他いかなる経済的負担も行わない。

(服務)

第 5 条 実習生は、実習時間中、職員の指導および指示に従うとともに、実習に専念しなければならない。

2 実習生は、実習時間中、職員が遵守すべき法令、条例等を遵守しなければならない。

3 実習生は、市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

4 実習生は、実習により知り得た秘密を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。

5 実習生は、実習の成果として論文等を外部に発表しようとする場合は、事

前に市長の承認を得なければならない。

(実習中における事故の責任等)

第6条 大学等の代表者又は実習生は、実習期間中の事故に備えて、傷害保険および賠償責任保険に加入し、実習中および実習先との往復途上における事故に関して、自らの責任において対応しなければならない。

2 実習生が、故意又は過失により市又は第三者に損害を与えたときは、大学等および実習生は、これらに対して連帯して責任を負わなければならない。

(誓約書の提出)

第7条 実習生は、前2条の規定を遵守するため、市に対して誓約書(様式第2号)を事前に提出しなければならない。

(実習の中止)

第8条 市は、次の各号のいずれかに該当することを認めるときは、実習を中止することができる。

(1) 実習生が第5条の規定に違反する行為を行ったとき。

(2) 実習を継続することにより、業務に支障が生じ、又はそのおそれがあるとき。

2 市は、前項の規定により実習を中止する場合は、大学等の代表者に対して通知するものとする。

(適用除外)

第9条 この要綱の規定は、資格取得等を目的とした学生等の実地研修その他市の各課所室が個別に受入れを行う研修については、適用しない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップに関し必要な事項は、人事課長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年8月4日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた平成22年度に実施するインターンシップの受入れに関する手続は、この要綱の規定によりなされたものとみなす。